



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- | | |
|----------------|----------------|
| 93 随意契約の相手方の決定 | (情報政策課)..... 1 |
| 94 地籍調査の成果の認証 | (地域政策課)..... 2 |
| 95 〃 | (〃)..... 2 |
| 96 〃 | (〃)..... 2 |
| 97 〃 | (〃)..... 3 |
| 98 〃 | (〃)..... 3 |
| 99 公共測量の実施 | (技術調査課)..... 3 |
| 100 都市計画事業の認可 | (道路建設課)..... 4 |

○ 公安委員会告示

- | | |
|-----------------------|---------|
| 1 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施 | 4 |
|-----------------------|---------|

○ 諸報

- | | |
|---------------|----------------|
| 和歌山県収用委員会公示送達 | (収用委員会)..... 5 |
|---------------|----------------|

告 示

和歌山県告示第93号

和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム通信機器賃貸借契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年1月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 随意契約に係る役務の名称及び数量
和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム通信機器賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年11月9日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通リース株式会社関西支店
大阪府大阪市中央区城見二丁目2番53号
- 5 随意契約に係る契約金額
月額469,350円（うち消費税及び地方消費税の額22,350円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第94号

和歌山県田辺市上芳養の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年1月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成24年10月5日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市上芳養の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市上芳養の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年1月7日

和歌山県告示第95号

和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年1月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡すさみ町
- 2 調査を行った時期
平成22年5月25日から平成24年3月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年1月7日

和歌山県告示第96号

和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年1月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡すさみ町
- 2 調査を行った時期
平成22年5月25日から平成24年3月30日まで

- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年1月7日

和歌山県告示第97号

和歌山県西牟婁郡すさみ町口和深の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。
平成25年1月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡すさみ町
- 2 調査を行った時期
平成22年5月25日から平成24年3月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡すさみ町口和深の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡すさみ町口和深の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年1月7日

和歌山県告示第98号

和歌山県田辺市下川上の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。
平成25年1月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成21年4月2日から平成23年2月25日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市下川上の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市下川上の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年1月7日

和歌山県告示第99号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき南海電気鉄道株式会社取締役社長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。
平成25年1月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基準点測量
- 2 作業期間 平成22年9月1日から平成24年3月31日まで
- 3 作業地域 橋本市隅田町地区

和歌山県告示第100号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成25年1月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施行者の名称
和歌山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
和歌山都市計画道路事業3・4・6号 南港山東線
- 3 事業施行期間
平成25年1月18日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
和歌山市秋葉町、塩屋2丁目及び3丁目地内
使用の部分
なし

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第1号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。）第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成25年1月18日

和歌山県公安委員会委員長 片 山 博 臣

1 審査の種類等

種 類	内 容	期 日	場 所
技能検定員審査（大型） 技能検定員審査（中型） 技能検定員審査（普通） 技能検定員審査（大特） 技能検定員審査（大自二） 技能検定員審査（普自二） 技能検定員審査（牽〔けん〕引） 技能検定員審査（大型二種） 技能検定員審査（中型二種） 技能検定員審査（普通二種）	技能検定に関する技能及び知識	平成25年2月20日（水）から同月22日（金）までの3日間	和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部 交通部運転免許課
教習指導員審査（大型） 教習指導員審査（中型） 教習指導員審査（普通） 教習指導員審査（大特） 教習指導員審査（大自二） 教習指導員審査（普自二） 教習指導員審査（牽〔けん〕引） 教習指導員審査（大型二種） 教習指導員審査（中型二種）	教習に関する技能及び知識		

教習指導員審査 (普通二種)			
----------------	--	--	--

2 申請手続

(1) 申請の受付期間

平成25年1月18日 (金) から同月25日 (金) までの毎日 (ただし、土曜日及び日曜日を除く。) 午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課

(3) 申請に必要な書類等

ア 運転免許証

イ 審査申請書 (申請場所で所定の用紙を交付する。)

ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

エ 写真 (申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上三分身、無背景のもの) 1枚

(4) 審査手数料

ア 教習指導員審査手数料

15,000円を超えない範囲内において和歌山県使用料及び手数料条例 (昭和22年和歌山県条例第28号) で定める額

イ 技能検定員審査手数料

23,500円を超えない範囲内において和歌山県使用料及び手数料条例で定める額

3 審査についての問い合わせ先

和歌山県警察本部交通部運転免許課運転免許試験場教習所係 (電話073-473-0110 内線363)

諸 報

和歌山県収用委員会公示送達

土地収用法施行令 (昭和26年政令第342号) 第5条第1項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、和歌山県県土整備部県土整備政策局用地対策課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成25年2月7日をもってその書類の送達があったものとみなされる。

平成25年1月18日

和歌山県収用委員会会長 月 山 純 典

1 事件名

高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線新設工事 (和歌山県田辺市稲成町字北江原地内から同県西牟婁郡上富田町岩崎字蓮ヶ池地内まで、同郡白浜町十九淵字血深谷地内から同町富田字市部田地内まで、同町矢田字馬瀬谷地内から同郡すさみ町和深川字北添地内まで及び同町江住字片倉谷地内から同町江住字丸嶋地内まで) 並びにこれに伴う県道拡幅工事、町道及び農業用道路付替工事に係る土地収用事件

2 送達すべき書類の名称

平成25年1月4日付け和収第20号「審理の開催について」

3 送達を受けるべき者

岩本嘉四郎

(登記記録記載住所 和歌山県西牟婁郡日置川町大字大古626番地 (現行政区の住所表記 和歌山県西

牟婁郡白浜町大古626番地)

融通講

(登記記録記載住所 和歌山県西牟婁郡日置町大字日置62番地 (現行政区の住所表記 和歌山県西牟婁郡白浜町日置62番地))